

令和3年12月22日

関係団体の長様

広島県環境保全課長
広島市環境保全課長
呉市環境試験センター長
福山市環境保全課長

令和3年度建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策研修会について（通知）

環境行政の推進については、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和2年法律第39号）が施行され、石綿の飛散防止対策が強化されており、別紙のとおり環境省から研修会の開催案内がありました。

つきましては、当研修会へ積極的に御参加いただきますよう、貴団体会員への周知をお願いいたします。

1 主催

環境省

2 開催方法

Web開催（Zoom）

3 日程

次の日程で開催されます。なお、全日程同じ内容となります。

- (1) 令和4年1月14日（金）
- (2) 令和4年1月20日（木）
- (3) 令和4年1月26日（水）

4 申し込み方法

申込書に必要事項を記入の上、令和4年1月5日（水）17時までに「5 問い合わせ先」までメールで申込書を送付してください。

なお、応募多数の場合は抽選となります。

5 問い合わせ先

当研修会に関する内容や申込み等については、次の研修受託会社へ問い合わせてください。

株式会社 シャフト 担当：西田

メール：reception@shaft-link.co.jp

電話：03-6323-7631

6 その他

研修内容等の詳細については、別紙開催案内を御確認ください。

申込書が手元にない場合は、次の環境省のホームページからダウンロードできます。

環境省ホームページ：https://www.env.go.jp/air/post_48.html

本研修会の講義は、後日、環境省大気環境課専用チャンネルで動画配信される予定です。

「令和3年度建築物等の解体等工事における 石綿の飛散防止対策研修会」を開催します

1. 趣旨

令和3年4月1日より、改正大気汚染防止法が施行されました。

本改正内容は、全ての石綿含有建材へ規制を拡大するなど、解体、改造・補修工事に従事する事業者の方々の業務に広く関わるものとなりました。

ついては、法改正を踏まえた事前調査や石綿除去作業における作業基準等について事業者の方々を対象とした研修会を下記のとおり開催いたします。

2. 開催方法

Web開催 (Zoom)

3. 開催日程及び定員

日程1：1月14日(金)

日程2：1月20日(木)

日程3：1月26日(水) ※いずれも上限500回線。内容は同じです。

4. 研修会概要

(講義1) 『実践、事前調査の方法と注意点』

【講義・質疑 13:00～14:30】 < (一社) 日本アスベスト調査診断協会 理事長 本山 幸嘉 >

(講義2) 『石綿含有成形板等や石綿含有仕上塗材の

除去等作業におけるマニュアル活用の手引き』

【講義・質疑 14:40～16:10】 < (一社) 建築物石綿含有建材調査者協会 専門委員 石川 宣文 >

(連絡事項) 『事前調査結果報告システムについて』

【連絡・質疑 16:20～16:50】 < 環境省水・大気環境局大気環境課 石山 豊 >

5. 対象者

建築物等の解体・補修工事や石綿の除去等業務に従事している事業者の方など

6. お申込み方法等

研修会へ参加を希望される方は、別紙の03_申込書に必要事項を記入の上、令和4年1月5日(水) 17:00までに『7. 連絡先』へ必要事項を記載の上メールで申込みをお願いします。

※応募者多数の場合は、抽選となります。抽選結果は、令和4年1月11日(火)までに電子メールにてご連絡します。当選された方には抽選結果とともに参加URLをお知らせします。

7. 連絡先

本研修会の事務については環境省の委託を請け、株式会社シャフトが担当いたします。

株式会社シャフト 担当 西田

〔お申込み〕 メール：reception@shaft-link.co.jp

〔お問合せ〕 TEL：03-6323-7631

8. その他

①研修内容に関連する事前質問がある場合は、申込書の【研修会事前質問】に内容を記入のうえ、ご提出をお願いします。ただし、全てのご質問に回答することはできかねますので、ご了承の上、ご質問お寄せください。

②本研修会の講義については、後日、環境省大気環境課専用チャンネルにて動画配信する予定です。